



29政第120号
環自計発第1705184号
平成29年5月18日

各都道府県知事
関係独立行政法人の長
各国公立私立大学長 殿
各公私立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人機構長
関係各団体の長

農林水産省技術総括審議官
環境省自然環境局長

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針を適用しない食料及び農業のための植物遺伝資源の利用について（通知）

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成29年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号。以下「指針」という。）における食料及び農業のための植物遺伝資源の取扱いとは下記のとおりとするので、御了知の上、貴機関、貴団体又は管下の関係者に対し周知方よろしく願います。

記

次のいずれかに該当する植物遺伝資源の我が国における食料及び農業に関する研究又は開発を目的とした利用は、指針第1章第3の2の「遺伝資源の利用であって食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約が適用されるもの」に該当することから、指針を適用しない。

- 1 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（平成25年条約第8号。以下「ITPGR」という。）締約国から取得したITPGR附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源であって、次のいずれかに該当するもの
 - (1) ITPGR第12条4に基づいてITPGR理事会によって採択された定型の素材移転契約（以下「SMTA」という。）を用いて取得したもの
 - (2) 指針第1章第2の(7)に掲げる許可証等の発給にかかわらず、ITPGR締約国の管理及び監督の下にあり、かつ、公共のものとなっているもの（注）
- 2 国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターその他の国際的な組織が保有する食料及び農業のための植物遺伝資源であって、SMTA又はITPGR第15条1(b)

に定める定型の素材移転契約を用いて取得したもの

- 3 1に掲げるもの以外の食料及び農業のための植物遺伝資源であって、当該植物遺伝資源をSMTAを用いて移転することを法令等で定めている国から取得したもの

(注) ITPGR第11条2において、多数国間の制度には、附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源であって、締約国の管理及び監督の下にあり、かつ、公共のものとなっているものを全て含めることとされているため、1(2)に該当するものにはITPGRが適用される。